

# 設置する充電設備の種類別補助対象経費の考え方

※下表にて「×2」の表示がありますが、設置工事等の補助対象経費の考え方であり、補助上限額が上がるわけではありません。

	① 充電設備1基でコネクタが2つの場合	② 1型式で電源部1基、充電部2基の場合
対象充電設備(例)		
<b>(1) 充電設備等設置工事費</b>		
①充電設備等設置工事費	—	—※
②電気配線工事費	—※	—※
③高圧受変電設備設置工事費	—	—
④特別措置に基づく受電工事費	—	—
<b>(2) 案内板設置工事費(原則1申請当たり)</b>		
ア. 入口が2ヶ所以下の施設への設置	—	—
イ. 入口が3ヶ所以上の施設への設置	—	—
<b>(3) 付帯設備設置工事費(原則1基当たり) * 1</b>		
①駐車スペースライン引き	×2	×2
②路面表示	×2	×2
③屋根 ※どちらか一方	—	×2
④小屋	—	×2
⑤充電設備防護部材	—	×2
⑥電灯	—	×2※
<b>(4) その他設置に係る費用(原則1申請当たり)</b>		
①雑材・消耗品費、養生費	—	—
②レイアウト検討・図面作製費	—	—
③安全誘導員費	—	—
④停電回避費(高速道路等のSA・PAのみ)	—	—
⑤充電スペース造成費 * 2	×2	×2
⑥(1)~(3)の工事がかかったその他労務費	—	—

\*1: 補助対象となる工事項目は、各事業を参照のこと

\*2: センターが認めた場合のみ

—: 1基あたりもしくは1申請あたりの補助上限額

×2※: 効率的な設置をしている場合